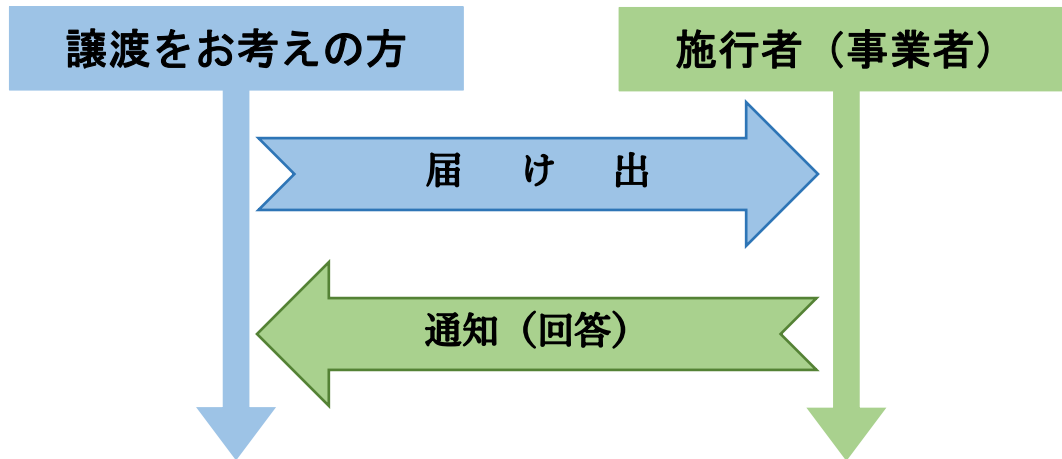


# 土地建物等の有償譲渡をお考えの方

【都市計画法第 67 条】

- ・ 事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする場合は、当該土地建物等、その予定対価の額、譲渡の相手方について、施行者（NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・国）への届け出が必要になります。



- ・ 届け出の記載例は下記のリンクからダウンロード。  
届出の様式は下記のリンクからダウンロードするか、次のページをご参考ください。

[土地建物等有償譲渡届出書 \[Word : 41KB\]](#)

[記載例 \[Word : 43.5KB\]](#)

〈届出書に添付する書類〉

公図、土地建物の全部事項証明書、案内図（有償譲渡予定地がわかる地図）

- ・ 手続きの方法や詳細について不明な点等ございましたら、お問い合わせ下さい。

〈施行者問い合わせ先〉

NEXCO 東日本：0120-861-305（平日9:00～17:30）

[tokyo-gaikan-youchi@e-nexco.co.jp](mailto:tokyo-gaikan-youchi@e-nexco.co.jp)

NEXCO 中日本：0120-016-285（平日9:00～17:30）

[tokyo-gaikan-youchi@c-nexco.co.jp](mailto:tokyo-gaikan-youchi@c-nexco.co.jp)

国（電話）：0120-152-685（平日9:15～18:00）

[ktr-gaikan-youchi@mlit.go.jp](mailto:ktr-gaikan-youchi@mlit.go.jp)

※クリックするとメールソフトが立ち上がります

### 土地建物等有償譲渡届出書

東日本高速道路株式会社関東支社東京外環工事事務所長 殿  
中日本高速道路株式会社東京支社東京工事事務所長 殿  
国土交通省関東地方整備局東京外かく環状国道事務所長 殿

令和 年 月 日

譲り渡そうとする者	住所	
	氏名	

第52条の3第2項  
都市計画法 第57条の4において準用する第52条の3第2項 の規定に基づき、下記により届け出ます。  
第67条第1項

#### 1 譲り渡そうとする相手方に関する事項

譲り渡そうとする相手方	住所	
	氏名	

#### 2 土地建物等に関する事項 イ 土地

所在及び地番	地目	地積	当該土地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該種別を有する者の氏名及び住所

#### □ 建築物その他の工作物

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積	当該建築物その他工作物に存する所有権以外の権利		
				種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所

#### 3 予定対価に関する事項

予定対価の額	円
--------	---

#### 4 その他参考となるべき事項

〔備考〕

- 1 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記載すること。
- 2 「地積」の欄には、登記簿に登録された地積（旧土地台帳法の規定の適用がある場合においては土地台帳に登録された地積）を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書きで記載すること。
- 3 「内容」の欄には、存続期間、地代、家賃等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 4 「予定対価の額」の欄には、予定対価が金銭以外のものであるときは、その数量及び金銭に見積もった額を記載すること。
- 5 譲り渡そうとする者、譲り渡そうとする相手方又は土地建物等に存する所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。